

## 自転車のルール違反に青切符導入講習会inラポール菅生



## 自転車の違反行為に青切符導入

日常生活において便利に使っている自転車ですが、昨今はルール違反、危険運転、自転車が当事者となる事故件数が増加しており本年4月1日より16歳以上を対象として自転車の交通違反は交通反則通告制度(青切符)が適用されます。

グループホームラポール菅生では1月30日・金曜日・14:00～15:30 神奈川県宮前警察署交通総務課 担当署員を講師に招き講習会を行った。

地域住民の方をはじめ新富士病院グループ内事業所にて業務に車両を利用している職員も参加して行われ、管内における交通事故の現状、自転車の正しい乗り方、クイズ形式でのルール説明、咄嗟の事態での身体反応、危険な自転車走行のビデオなどが紹介された。自転車のルールについてははっきりとしたことが分かりやすく利用している人も、歩行者も、車両運転手もよく理解をしないままに走行している。一人一人が危険だ、良くないと思ったらお互いに注意をして、そのような走行をしないという事が大事という事であった。最後に質問が受け付けられたが多くの質問が出て時間を大きく超過してしまうほど大変、有意義な講習会となった。

## 青切符とは

運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が終結される制度。

## 【青切符の一例】

・携帯電話の使用等(保持)	反則金 12,000円
・遮断踏切立ち入り	反則金 7,000円
・車道の右側通行	反則金 6,000円
・信号無視(赤色等)	反則金 6,000円
・一時不停止	反則金 5,000円
・イヤホンの使用	反則金 5,000円
・無灯火	反則金 5,000円
・二人乗り	反則金 3,000円
	他

- ・警察官の指導や警告を受けた場合は速やかに従わなければなりません。
- ・取り締まりは、自転車が多い時間帯や場所で重点的に実施される。
- ・走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、特に悪質な違反行為はこれまで通り赤切符を受け、刑事手続きとなります。
- ・自転車利用中のヘルメット着用は努力義務ですが身(命)を守るために着用しましょう。